

## 日常生活での障がいや困難を取り除く際に必要な費用を補助します

本市は、障がいのある人もない人も、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会の実現を目指しています。その一環として、日常生活での障がいや困難を取り除く「合理的配慮」に必要な費用を補助する「思いやりの環境づくり支援事業」を実施しています。

### ▶補助対象と上限額

○環境整備（上限 20 万円）：段差解消工事、手すりの設置などの工事費用

○物品購入（上限 5 万円）：移動式スロープなどの備品購入費用

○情報提供（上限 1 万円）：コミュニケーションツールなどの作成費用

▶対象団体：市内に事務所を置く事業者および自治会などの地域団体

☎ 伊奈庁舎社会福祉課（内線 4108）

## 農業経営規模の拡大を目指す方へ

国では、農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約を推進するため、農業経営規模の拡大を目指す農業者に対して、畦畔除去や暗渠排水設置などを行う場合、その規模に応じて補助金を交付しています。令和 9 年度に事業実施を予定している方のうち、下記に該当する方は、事業計画状況などを把握するため、産業経済課までご連絡ください。

▶対象事業：田（畑）の区画拡大、暗渠排水、湧水処理、末端畑地かんがい施設、客土、更新整備 など

▶対象：地域計画に位置付けられている地域の担い手の方のうち、認定農業者、認定新規就農者の方

### ▶対象要件

○対象事業を自らが施工すること（委託は不可）

○現況地目が「田」または「畑」であり、かつ市内農業振興地域農用地区域内の農

地であること

○事業実施後 8 年間は転用しないこと（8 年以内に転用した場合には、転用した面積分の補助金を返還していただきます）

○事業を実施する方が耕作予定の農地であること（原則、自作地は対象外となります）

○実施農地を令和 9 年度内に農地中間管理機構から借り受けすること

※事業計画のある方は、調査書作成のため聞き取りを行いますので、産業経済課窓口までお越しください。今回の調査は、事業計画状況を把握し国へ報告することを目的としています。

▶受付期間：7 月 1 日(水)～ 31 日(金) 午前 9 時～午後 5 時まで ※土・日・祝日を除く  
☎ 谷和原庁舎産業経済課（内線 3102）

## 農業委員会 各種申請

7 月の農地法に基づく許可申請の受付期間は下記のとおりです。

▶受付期間：7 月 21 日(火)～ 24 日(金)

※定例総会は 8 月 10 日(月)の予定です。

☎ 谷和原庁舎農業委員会事務局  
(内線 6301、6302)

## 日常生活用具（紙おむつなど）の 支給対象を拡大しました

紙おむつなどの購入費用の一部を市が負担する「障がい者等日常生活用具支給事業」の対象範囲を、令和 8 年度から拡大しました。下記のすべてに当てはまる方は、新たに対象となる可能性があります。○身体障害者手帳の「体幹機能障害」または「下肢機能障害」の 2 級以上の方  
○日常生活で常時紙おむつを使用されている方

▶基準額：1 万 2,000 円/月

原則として、費用の 1 割が自己負担となります（基準額を超過した分は全額自己負担）。

※負担が重くなりすぎないように、所得などに応じた上限額などを設定しています。

▶申請方法：購入前に下記問い合わせ先までご連絡ください。※購入後の申請は受け付けられません。

☎ 伊奈庁舎社会福祉課（内線 4101、4102）

## ハンセン病元患者家族に対し 補償金を支給します

厚生労働省は、対象となる方々に対し補償金を支給します。この補償金は、法に基づき、ハンセン病元患者のご家族が被った精神的苦痛を慰謝するためのものです。秘密は守られますので、まずはお電話でご相談ください。補償金の請求期限については「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律」（令和 6 年法律第 57 号）により、令和 11 年 11 月 21 日まで延長されました。

▶補償金額：180 万円または 130 万円

※一部同居などの要件あり

詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

☎ 厚生労働省補償金担当窓口 ☎ 03 - 3595 - 2262 (平日午前 10 時～午後 4 時)



## 相談

### 司法書士による 相続無料相談会

相続登記や遺言などについて、県内の各司法書士事務所で相談に応じます。予約制・各事務所先着 4 組まで。詳細は茨城司法書士会のホームページをご覧ください。

▶実施日：毎月第 1 水曜日（休日の場合は第 2 水曜日）

▶場所：県内の各司法書士事務所

▶相談時間：30 分/人

▶予約方法：事前に各事務所へお電話でお申し込みください。

☎ 茨城司法書士会事務局  
☎ 029 - 225 - 0111



お知らせ

募集

手続き・申請

相談

イベント